

# 10月から幼児教育・保育の

## 無償化が始まります！

【問い合わせ】  
幼児課 ☎829-1142

5月の改正子ども・子育て支援法の成立に伴い、子育ての経済的な負担軽減を図るため、

### 10月から保育所・幼稚園などの無償化

が始まります。

イーカオとニャンと一緒に、新しい仕組みを詳しく見ていきましょう！



ニャン  
いつもイーカオと一緒に  
いる猫



イーカオ  
長崎市の子育て  
応援キャラクター

### 何が無償化されるの～？

幼稚園、保育所、認定こども園などの  
利用料が無償化されるにや。



#### 対象外

- ・給食費（主食費・副食費）
- ・送迎バス代
- ・各種行事にかかる費用
- ・保育所の延長保育料など
- ・教材費

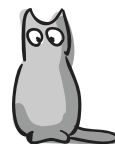
他にも…

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、  
一時預かり事業、病児保育、ベビーシッター、  
ファミリー・サポート・センターが対象です。

※全額が無償ではなく、**上限額が定められている  
利用料もあります。**

※無償化の対象外となる費用（左枠）は、別途支払う  
必要があります。

※副食費（おかず・おやつ代）は無償化の対象外ですが、  
年収360万円未満相当世帯の子どもまたは第3子以降  
の子どもについては、免除されます。



### 誰が対象なのお～？

3歳から5歳までの全ての子ども が対象だにや。



幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する**3歳から5歳まで  
の全ての子ども**たちです。

保育所と認定こども園（保育）の無償化の期間は満3歳になった後  
の4月1日から小学校入学までの3年間です。ただし、幼稚園と認定  
こども園（教育）については入園可能な満3歳から対象です。

また、**住民税非課税世帯では、0歳から2歳までの子ども**  
も対象になります。





### 必要な手続きは？

教育時間後の預かり保育や認可外保育施設などの利用者は、「**保育の必要性**」の認定が必要だにゃ。



詳しい手続きなどは子育て  
て応援情報ホームページ  
「イーカオ」でチェック！

ただし、認可保育所、認定こども園、施設型給付幼稚園の利用者は手続き不要です。

「保育の必要性」… 保護者の就労、疾病、障害などにより家庭内保育ができない状況にある世帯

※通園しているかたには、別途案内があります。

### どっちに通ってる～？

自分の子どもをあてはめて確認してみよう～



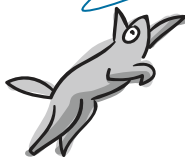
保育所、認定こども園（保育）、認可外保育施設  
などに通ってる人はこっちにゃ。



	認可保育所 認定こども園（保育部分）	認可外保育施設など
3～5歳児 (4/1時点の年齢)	○	● (37,000円/月)
0～2歳児 (4/1時点の年齢) 住民税非課税世帯	○	● (42,000円/月)

○は無償  
●は無償だが、別途保育の必要性の認定が必要  
カッコ内は助成上限額

幼稚園、認定こども園（教育）に  
通ってる人はこっちにゃ。



	認定こども園（教育部分） 施設型給付幼稚園		私学助成幼稚園	
	教育部分	預かり保育	教育部分	預かり保育
3～5歳児 (4/1時点の年齢)	○	● (11,300円/月)	○	● (11,300円/月)
満3歳児（※1）	○	×（※2）	○ (25,700円/月)	×（※2）
満3歳児（※1） 住民税非課税世帯	○	● (16,300円/月)	○ (25,700円/月)	● (16,300円/月)

※ 1…3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども

※ 2…無償化の対象ではありませんが、別途長崎市の独自補助（月額3,000円まで）を受けられます。

### 長崎市独自の取り組み

市では、認可保育所・認定こども園・施設型給付幼稚園の副食費の免除において、第3子として数える際に、第1子にあたる最年長の子の年齢制限を無くす範囲を、世帯年収360万円未満相当から年収470万円未満相当まで拡大します。